

第十三回 参議院農林委員会會議録第三十五号

(六〇五)

昭和二十七年五月十六日(金曜日)午後一時四十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君

理事 西山 亀七君
加賀 操君
山崎 恒君
岡村文四郎君

委員

池田宇右衛門君
滝井治三郎君
宮本 邦彦君
森田 豊壽君
赤澤 與仁君
飯島連次郎君
片柳 眞吉君
島村 軍次君
三浦 辰雄君
小林 孝平君
三橋八次郎君
小林 亦治君
松永 義雄君

政府委員

農林政務次官 野原 正勝君
農林省農政局長 小倉 武一君
事務局側 常任委員 安樂城敏男君
常任委員 倉田 吉雄君
常任委員 會田 吉雄君
農林省農政局 久宗 高君
農林省農政局 久宗 高君

説明員

農林省農政局 久宗 高君
農林省農政局 久宗 高君

本日の會議に付した事件

○農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣送付)
○農業災害補償法臨時特例法案(内閣送付)

○農業共済基金法案(内閣送付)

○委員長(羽生三七君) それではこれより委員会を開きます。

○片柳眞吉君 最初に、農業共済基金法案につきまして若干御説明を願いたいと思ひますが、第一は、基金の目的なり、事業の關係が法律に或る程度明記してございまして、この案で参りますと、十五億は政府が出資をし、その半分は会員が出資をしたわけでありまして、そこで三十億の基金では、災害の激甚な都市にはこれだけの資金では足りないというケースも相当であると思ひますが、そういう場合に、三十億で足りない場合には、この基金が適當な金融機關なり、或いは政府機關から借入れて貸すということができまうかどうか。これは必ずしも法案の上でははつきりいたしておりませんので、最初にこの基金で借入れができるかどうか、それを一つ伺ひしておきます。

○政府委員(小倉武一君) お尋ねのよう、三十億で以て対処できないように、な事態があり得やしないか、この場合の金融問題でございしますが、これは國庫の余裕金なり、その他の財政的な資金を以て対処するというふうなことができるつもりでおります。

○片柳眞吉君 それはやはり法人である基金が借入れて転貸をするという方針でありまうか、やはり各連合会に對して政府が融資の斡旋をするということになりまうか。その点……

○政府委員(小倉武一君) 今後は基金が借入れて各連合会に基金の本来のフアンドと一緒に貸付けるということに参りたいと思ひます。

○片柳眞吉君 それから、この基金を会員に貸付することがこの基金の主要目的でありまうか、法律では、この貸付金利は業務方法書で定めることになつておられますが、大体どのくらいの金利で、又貸付の期限も大体どのくらいに予定されておられますか。これはやはり基金の総額とも関連をする問題だと思ひますが、どのくらいの腹案で……

○政府委員(小倉武一君) その点につきましては、これは金融機關ではございせん。一般の金融機關とは大分違ひますので、成るべく低利に貸したいと存じておるのであります。で、金利の幾らになるかということにつきましては、政府出資の十億というものについては、資金コストをゼロと見るというふうなことでいいのではないかと、思ひます。それから連合会の方の出資でございしますが、これは差当りせ

れに見合う配当をするということを実は考えておりませんが、併し将来の問題もございしますので、その点についてどうするかということが一つ問題であります。それからもう一つは、他から借りる場合に、どの程度の金利で借りられるかということでございますが、國庫余裕金というふうな考えれば、これは一銭八厘でございますが、國庫余裕金を直接に基金が預託を受けるといふことは現在の制度ではできませんので、例えば中央金庫か、他の金融機關を通ずることになりますので、これは中金の金利と関連があるということに相成つて参ります。で、この三つの要素を考慮いたしまして金利を定めたというふうな考へております。

○片柳眞吉君 そうしますと、この十五億の会員からの出資については、差当り配当等は考へられないが、まあ将来は逐次考へて行きたいと、こういうふうな御答弁であります。そうしますと、金利は、政府からの出資はこれはまあコストもかかんものだと思ひますが、金利を算定するのは大体この役員であるとか、その他基金の人員費、事務費をカバーするくらい、そのくらいの金利を徴収すれば足るというふうな考へてあります。どうか。重ねて一つ御答弁願ひます。

○政府委員(小倉武一君) お尋ねのよう、今申しました要素のほかに基金の事務費というものが加算されなければならぬことになりまうが、それは非常に少く済むのではないかと、役員にいたしましては、職員にいたしましても、そういう膨大なことは仕事の性質上要らない。従ひまして、その点殆んど僅かで済むのではないかと、思ひます。従ひまして、我々のつもりといたしましては、最高は二銭以内を抑えたい。現在のところでは大体一銭六厘程度で行きまうかというふうな考へております。

○片柳眞吉君 それから四十七條、四十八條の關係であります。特別出金というものをとつて、それは連合会で出金戻戻準備金としてこれを特別に管理をするというふうになつております。これは恐らく十五億の出資以上には出たものである。これは最終の基金まではこれは出さないというところだと思ひますが、これはまあ折角出したものが途中で資金が無駄に眠つておるといふような感じがいたしますのであります。そういうふうなことは理解していいかどうか、これは基金までは出ないので、あとから出したものが脱退の場合の戻戻準備金として連合会が保留するといふことは、何か非常な貴重な資金を眠らしておるというふうな感じがいたします。或いは私の解釈が間違ひでありまうか。

○政府委員(小倉武一君) お尋ねの点につきましては、もとく連合会なり

組合がさほど新しくできたり、或いは解消したりするということは、これは殆んどまあないというふうに考へていいのではないかと。従ひまして是は法の法律に書いてある特別醸出金の徴収、その積立というものは、これは制度として、併し加入、脱退が全くないというところは全然言い切れないので、非常に例外的な場合について考へておきますので、現実の問題として、こういうことがそう起るといふことも予想されませんし、又従ひまして、その積立金がそう膨大になるということも予想できませんので、その点の御心配は或いは余り要らないのではないかとこのように考へておる次第であります。

○片柳眞吉君 私もこれはそう特別に醸出がたくさん出て来るというところは、金額が多くなることは予想はしておきませんが、こういうふうに書いておきますと、折角出したものが途中で基金までは出ないで、府県の連合会でこれが遊んでおるといふことは、組合員からはとつて、それが途中で眠つておるといふことは、政府としてはまあちよつとどうだろうかという感じを持つちます。それがそれで大体わかつたのです。それから先ほどお聞きいたしました第三十三條の、これは或いはミス・プリントではないかと思ふのでありますが、三十三條の一号の「保険金の支払に關して全員」というようなプリントがしてありますが、これは「委員の間違ひだと思ひますが。」

「委員長退席、理事加賀操君委員長席に着く」

○専門員（安樂城敏男君） ミス・プリントです。

○片柳眞吉君 それから特別で、簡単に御質問したいのですが、こういうようなテスト・ケースを或る程度やつて、これが大体よければこれに換へるというような法案でありまうか、これは試験を何年くらいやれば大体固定した実績が獲得できるか、結局これは特別法を何年くらいやれる方針でありますか、それを先ずお聞きしたい。

○政府委員（小倉武一君） この試験は最高五年というところで考へております。五年以内でやれるというふうにも考へられんことはございせんが、少くとも五年程度はやつて、その間にいろいろの災害の状況も織込んだデータを得たい、かように考へておるのであります。

○片柳眞吉君 それはたしかに附則で書いてありますからわかりました。ただこれは或る意味で今までの属地位のもの、まあ属人本位と言いますか、農家本位に切替へるわけでありまして、而も従来の属地の場合には三割以上だつたものを二割以上というふうには下げておられますが、いづれにしても、これは危険率を或る程度変更するということになるわけ、今までの農業災害補償も或る意味で言へば、最近の事態に従来のいふ／＼農林省でやられた危険率算定に或る程度の狂ひがあつたといふことも言へるのじやないかと思ひますが、そこで僅か五年以内の試験結果で、将来大体過不足なく補償できるように危険率が算定できるということが言えますか、どうか、多少の疑問があると思ふのです。その辺は或いは別途にそういうようなこのテスト・ケース以外に同じ調査の

方法を農林省は全面的にやられる、もつと幅を広くしてやりますれば、或る程度期間が短縮されてもこれはこれでやつて、それ以外に農林省は別途の調査で属人的な危険率を算定をやるということがあれば、或いは大体の結論はとれると思ひますが、これだけの僅かなところで五年間の試験では多少心配ではないかと思ふのですが、この辺はどんな考へですか。

○政府委員（小倉武一君） これは御承知の通りでございまして、五年で以て危険率が算定できるわけではございせん。ただ従来の長い間の被害率の算定もございまして、従来の一筆調査の被害地と、今度の五カ年計画を以ちましてやります農家単位の試験の結果得られます被害率と、どういふ関係にあるかといふことを調べまして、そこで従来の被害率を基礎としながら、この実績の結果得られたものによつて、それを修正して行き得るというふうな見通しが付くか付かないかといふことも重要な問題と相成つて参るのであります。五年程度やればその辺の見通しも得られるのではないかといいこととあります。五年やりまして、その全国の五カ年度の組合の実績では、或いは確たる相関的な関係が得られない。従ひまして、この試験の結果、個々の組合の共済事業としては非常にうまく行く。併しながら全国に及ぼす場合の危険率の算定につきましては、なお検討を要するといふことが起り得ないとも限らないと思ひます。そういう場合には、これはそういう意味の調査が新しく必要になるのじやないかと思ひますが、今のところ、この試験の結果によつて長い間の被害率を修正して参る

ば、全面的に移り変わる場合にも利用できはしないかというふうに考へておるのであります。

○岡村文四郎君 最初は局長にお尋ねをしておきたいのでありますが、総理大臣が、政府委員としてこの院の議長に向つてこれ／＼のものを承認をせよ、こういう書類が来て議長はそれに承認を與えて、承認ということにきまつて、我々の委員会に出席をしていろいろと御答弁をされておられますが、その政府委員の答弁をされることは即ち政府の責任であるといふことを考へておられますが、どうも事実においてはそうでなさうな気がいたしますが、局長が單なる事務的のことをおしやべりになるなら説明員で結構なんで、何れも政府委員に来てもらう必要はないのでありますが、局長が例へば政府委員として承認を受けてこられて答弁される以上は、局長のおつしやつたことは政府が責任を持つ、こういうふうでなければ困ると思ふのですが、そのことを先にお聞きします。

○政府委員（小倉武一君） 私からお答へするのが適當かどうかちよつと判断しかねるような御質問でございまして、ここへ来て御質問に対してお答へする以上は、少くとも御趣旨のよう責任を以てお答へをするといふつもりでおる次第であります。

○岡村文四郎君 各委員のかたで御承知のかたもありますし、この前の選挙で御当選されておいでになつたかたは御存じないかたが多いようであります。が、実は農業災害補償法が二十二年に生れましたときに、その前にやつておりました果がありまして、いろいろ議論をされ、丁度私そのときの連合

会の会長をいたしておりましたが、農林省の会長と兼務いたしておりました。に、北海道で多額の赤字を出しておるのに、この法律が出てそこで打ち切れると非常に迷惑もするし、遺憾であるから、これはいけないといふので実は議論をいたしました。そこで私の見通しとしては、そのときに災害のたくさんない方面のかた／＼は、これを潰れることを予期しております。ために、私通そうとしております。際成いたしましたが、今に潰れようとしたのであります。そのとき局長の山添さんが、確かに北海道の赤字は責任を以て埋めるから是非賛成をしてくれ、こういうので賛成をして、これは通過したのであります。そこでその後の局長の藤田さんまではその話を受難いでおつたのは聞いておりますが、実績は挙つておりません。その当時は千二百萬でございまして、今減つております。減つておるのは非常に苦勞をして、そうして向うのほうでそういつてもらつても、政府が何とせんもんだから仕方がないといふので、私のほうの今の共済組合では非常な苦勞をしてそれを減らしつゝあります。責任ある私はそういうことによつて賛成をしたのであります。が、言質をとつておるのにそれが即時行われんといふことになる。これはいかにことである。と、これは私は先に責任をお聞きしたのであります。あれは局長が言つたんだから政府の責任じやないんだ、こういうことなら今後あらゆることに支障があつて、政府委員であります以上は、局長が政府委員として出席をし、発言され、答弁したことに對しては全

責任を負うべきだと思いますが、事実
そうなると思います。そこで幾度も
前の課長が私に御機嫌とりに心配しま
すとか、今後やりますとか言われてや
つておりました。まだ今度の課長はど
うかお聞きませんが、即時あの解決
を付けてもらえば付く方法があつたと
思うのに、付けないで放つておられる
のを見ると、その見通しがない、そう
いうふうな断定をして置いて、それで
これからかかつていかどうか、それ
を一応お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) 連合会の不
足金の処理についての御質問でござい
ますが、この共済事業の性質から見ま
して、不足金というものがとき／＼出
る、即ち最近の災害の暴発という事情
も相待ちまして、不足金はだん／＼と
累積するといふようなことに相成つて
おりますが、共済事業の本来の趣旨
は、この不足金の一時的な処理という
ことでは解決が付きませんので、この
共済事業が相当の長期のバランスの上
に立つておりますので、或る時期を捉
まえて、その不足金の処理をどうする
といふことは必ずしも私は必要である
といふふうには考へていないのであり
ます。相当長期に亘る被害を観察し、
それに基いて料率をきめておりまする
關係から、一時的にはどうしても不足
金が出るという段階はこれは必ずあり
得ることです。それを長期に
ならして一体どうなるかといふことに
ついては、これはなか／＼判断いたし
兼ねますので、最終的な処理をいつす
るかといふことはこれは問題でござい
ますが、最終的処理をいたします場合
に、不足金について、これを共済事業
の性質から見ましてどう処理するかと

いうことが問題となつて来るのであり
ます。従ひまして差当りは不足金に対
しては融資といふことによりまして共
済金の支払の円滑を期するといふこと
で行きたいといふことに考へておるの
であります。

○岡村文四郎君 そうすると、局長は
申送りの何もないといふことですが、
よく聞いておらんものと見えて私の聞
いておることと食違ひがある。私の聞
いておりますのは、現在の制度ができ
てからの不足金じやありません。そん
な甘つたるい答弁では罷りならんの
で、これは徹底的に追及をし、とこと
んまでやらなければ、そんな甘つたる
い説明をしておるといふことでは、こ
れは知らんといいことに違ひない。そ
れで申送りがあつたかなかつたかは先
にお聞きしましょう。局長はそういう
ことをさつぱり聞いておらんから不足
金はない、こういうことだから、これ
では解決が付かんと思ふのです。そこ
で赤澤さんは御承知ですが、そのとき
の通記録がわかつております。そこで
山添次官は言つております。今おつし
やるのは現在の法律ができてからの赤
字のことを言つておる。私の言つてお
るのは、これができてる前の時代のこと
を言つておるのです。これを解決付け
るという約束をしたのですから、一旦
約束したものは必ず解決付なければい
かん。ところが何年になつてしまし
たか、もうそのときに生れた子は学校
へ行くようになつてしまつた。そんな
にかかつて解決するのでは政府の仕事
じやない。今方法はなかつたおつしやる
ならば、私のほうから予算書によつ
て何ぼでもここから取るようにしなさ
いといふことを教へて上げます。それ

を聞いておらんから知らんのか、どう
ですか。

○政府委員(小倉武一君) 新らしい災
害補償制度に換へる場合に、旧制度
から引継ぎする場合の問題に限定して
考へますと、お話のようなことがあり
ました。その問題については歴代の農
政局長もいろいろ議論しておるよう
であります。私まだその点についてど
ういふふうに具体的に処理をしていい
か、その措置についてまだ何も受けて
おりませんので、なお研究の上お答え
申上げたいと思ひます。

ないなら、ないでそれでいいのです。
知りませんと、そうすると、久宗さん
は御存じないし、東畑さんは御存じな
いと、これも御答弁されたと思ひま
す。速記録を見て下さい。それであな
たのほうへお聞きしておるのであり
ますが、併しながら何とおつしやら
ないから、これはきつとどうも……、
又少しでも思つておりましたら、こ
れは大変なんで、私は責任上相済ま
んから、国会に参画しておる者は嘘を言
つては駄目なんだ。殊に金銭上のこと
はつきりとこれをやるのでなければ
ば、殊に我々政治家にあつては私は嘘
を言へません。そこではつきり金銭上
のことは言つたことは必らず実行す
る、こういうのでなければ今後御答弁
をされても支障があつて、まあ又変
る。これではお聞きしてもしょうがな
い。実は政務次官が、農林大臣に聞
うと思つておつた。ところがおいでに
ならん。このことをやらなければなら
んものだから、これが解決が付かん
から、私はこれに対しては相當の疑義
もあるんで、なか／＼賛成する気にな
らんものだから、それを放つておい
て、そうして人に言われなければ甘い
顔をして、そうして延ばしておこうと
いふことはいいかんのです。これはそ
んなのは見逃す時期ではありませ
ん。私はたび／＼それをやられており
ます。まあありませんと、実は私は頭を
下げられたくない。そこで黙つておく
わけにはいかんから、これをそれから
やるうと、こう考へております。で
すからあなたの方へ申送りのないし、
聞いておらんし、昔のことは知らん、
こういう御返事があれば、それでいい
のです。代つて責めますから、脇のほ

うを……。これは幸いに山添さんは死
んではいません。事務次官はちゃんと
生きております。速記録もありません。
どうなさるのか、はつきりした御返事
をしてもらひます。

○政府委員(小倉武一君) 従来の詳し
い経過は私もお説のように聞いており
ませんので、勿論聞いておらんからと
いつて、ここで責任の問題をとかく
いうつもりはございせんが、従来の
経過もございせんが、従来以前
の責任者が言つたことをそのまま成
べく実行して行きたい、その場合の具
体的な措置も研究して行きたいと、か
ように考へております。

三

險料でも、これはどうして一体保険料を集めておるのかというところがおわかりにならないのですから、こういうものが出ると思う。そこで現在の農業者は單協の出資金或いは連合会の出資金、あらゆるものの出資金にもう非常に困つておられます。そこで村へ帰つて見ますと、私の村では一反歩に対して三円八十銭の金を集めなければこの出資金は集まつて来ようではありません。そういうわけでは下からつてしようというその計画は、今の農村に対する逆行なんです。私の言わんとすることは、災害保険そのものは真二つに割つて、損失があるなら損出その他のことは全部政府が負担つてやるようにして行かなければいけません。だん／＼食糧事情が緩和するに従つて、そうして甘く見るに従つて、結局百姓がそれにつれて不利な立場にばかり持つて来られる、こういう心配があるものですか。この際は真二つに割つて、そうして災害補償といふものは本當の政府の割掛の制度でなければ駄目だ。だからこういうことを考へておりますし、そうしようと思つております。ところがこういう基金がありまして、基金については決して異存はありませんが、下から十五億出させてこの基金の構成をしようといふことについては非常な疑義がありますが、どういふ観点からどういふふうな現在の農家がこれを満足に払われるようなおつもりでお出しになつておるのか、どういふのか、その理由をお聞きしたい。こうなりますと、提案理由の説明、こんなものは聞かんでもいいのです。これじや納得しませんが、

○政府委員(小倉武一君) 基金の、農家のと申しますか、結局農家になるわけでありまして、そのほうの出資の十五億円についてであります。これはもうお話のありました通り、なか／＼容易ならん農家側にとつての負担であるといふことは承知しております。ただこの基金の性質から申しまして、連合会の不足金の融資といふことが最大の唯一の目的になつております。ところがこの連合会の不足に従つて、共済金の支払といふことになりまして、共済金の支払はこれはもう御承知の通りでございますが、国も相當の掛金について負担をし、又農家のほうも相當の負担をする。保險乃至共済の責任につきましても、国が再保險し、連合会が保險をするといふふうな、国と農家側とのいわば共同の事業に相成つておりますので、その制度の一環として基金を考へて見ます場合には、この保險金も国と農家がやはり共同で出すといふことが言ひ得るのではないかと、いふふうな思われるのであります。尤も今の農家の経済に及ぼす影響或いは農家の負担力といつたようなことも關係して参りますので、政府のほうが出資いたしますものは、これは設立と同時に一度に十五億出す。あとの農家のほうの十五億は数カ年に分割して払う。そこで農家のほうの負担の軽減を図る、かような趣旨にいたしておるのであります。

○岡村文四郎君 どうもさつぱり納得ができません。これが僅かに十五億の金を下の百姓からとらなくても、何ぼでも私はできると思ふのです。だから、くれるのじやないですから、貸すのですから、そこで金利の安い高いの差はございまいしょうが、そんな、それほど行詰つた政府ではないと思ふ。政府は我々が構成しているのではありませんから……で、政府の構成の一員でございまして、その十五億の金を五年もかかつて下から捲上げなければならぬといふほど窮乏していると思つておられません。そこでそれは話もしよう、持つて行きようであつて、何も十五億しか政府は出せん状態であるとは考へておりません。そこで問題は十五億の金を、今までの不足金でなくて、そのときに必要な金を借りるの間に合つたとき必要になつておるか。私の計算ではそんな三十億で、而もまた五年後の三十億で、利子が入つて来ます。その残額があるにいたしても、いづれ当分二十億か、二十二、三億で行くかと思ひますが、そういう金は單なる気休めで、そうでなくて是非必要な金はいくらでもないのですから、政府が貸して回収をし、又貸しする、こういうふうな必要が何に、或いはどこにそれができないという結論があるか。又それができないという結論が出来るか、お互いがやらなければならぬのですから、どういふところに出せないか、それが出来ないといふのはどういふところにあるのか、結論が出るか、御説明をお願いしたい。

○政府委員(小倉武一君) 不足金に對処するための資金の所要額に對しまして、十五億乃至三十億といふことでは、これは如何にも少いではないかといふことは、これはもう私もさういふに存するのではありません。恐らく差当り数カ年といふことを前提として考へて見ましても、数十億の貸付が必要になつて来るような事態もあり得るといふふうに考へます。ただこれは如何にも、やはり将来の被害を予測してやるというところでございまして、必ずそふなるといふことも断定しかねる。而もこれは一年だけではございせんので、数カ年に亘る問題でございせんので、差当りといひましては、政府の十五億と、初年度に払込みます農家のほうの出資、まあ十七、八億といふようなことで以て對処して行きたいと思ふのであります。それで、それは恐らく一年ぐらゐでなくなつてしまふだらうといふことも考へられるのであります。そういう場合には、これは政府のほうの側が資金を心配いたしましたして、例へば國庫金といつたようなものを貸し出して、それを國が運用して貸し出すといふことで解消できる。なお更に資本金が足りないといふようなことになりますれば、これは又増資といふような問題も生じます。が、私どもはもういじまして、これは今後の事態に對処するために、差当つてとにかく農家と政府とが最小限度の資金を出して、爾後それを一つの元にしたしまして、今後は可及的にほかの財政資金といつたようなものを運用することによつて、これ以上農家の迷惑にはならんやうなことを考へておる次第であります。

○岡村文四郎君 そういう御説明、何ほ聞いてもこれは承服できませんが、現在のやつております特別會計の中でやる、或いは預託資金でやりして仕事をいたしておりますが、農林省が奔走した結果、どこがそれ以上今後その資金を出すのに困難であると、だからこれは駄目だと、下から出してもらわなければならん、工合が悪い、こういうことになつたのか。ただこれを局長を相手にして問答してもいいかんですから、僅か十五億の金をこの困つた百姓から出資をさせなければ災害補償法といふものに對する仕事は成り立たないといふので交渉して来たが、とても下から出さなければ、上ばかりでその金を準備することは不可能だ、こういう考へでやつたのだと思ひますが、どこに、誰がそういうことを言つてやつたのか、誰がそこに頭張つておるのか、そういうことをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) 災害補償制度につきましては、これは相當國家財政のほうがいゝんな意味で援助しておるというところは、これは御承知の通りでございます。この援助の必要性もこれ又何人にも異論がないところでありまして、その点を含めて考へます。が、こういう制度に伴つて、當然必要となるような基金制度について金額政府が出資すべきであるといふ御意見も、これは十分成り立つてはならないかと思ふ次第であります。併しながら先ほどの單純なる保險でもない、農家の共済事業といふものをやはり根幹といたします以上は、農家のほうも若干の出資をするといふことも又當然あり得ていいことではないか。そのほうが又農家の制度全体に對する認識も深まりはしないか。又不足金の出方といふことについても、自分が出資をしておるんだといふことでありますので、その辺の心理的影響もあると思ひます。こういうことで私も考へておるのであります。勿論財政上の必要と

いつたようなことから、全額出資するということも如何かというような議論もこれはあつたのでありますけれども、そういうことよりも、むしろ本来これは政府と民間の出資の上に成り立つべきものではないかというふうに考へておるのであります。

○岡村文四郎君 單なる農林省のお考えばかりのようによりますから、まあそれはそれとして、そこで問題は、若し農林省が、例えば大蔵省が声をかけてこうなつたというのでなしに、農林省自体がそういうお考えで若しおりますと、今後いゝんな問題で日本の農村はこのままでは行けんのです。そこで日本の零細農業というものは、政府が相當に毎年のように抱いて助成をしてやらなければ立ち行かん農業です。それが下のほうからそういうことをしてでさう上つたような形をこしらへると、今後の農業に対する悪影響は相當大きなものがあると思ふのです。そこで弊がなければ別ですが、農林省はそんな考へ……、どうです、一体そんなことを考へているから、いい加減百姓は弱くなるんです。それが大蔵省が言ふとか、安本が言ふというのならまあ話はわかりますが、それでなしに、農林省自体がたまたま弱い百姓を又弱くするような考へをするから、何ぼたつてもうだつが上らんのじやないか。而も農政局長は日本の農業を指揮監督し、あらゆる面に一番心配をされなければならん立場にあります。大臣とか、次官というものはとき／＼変わります。農林省の職員として、そうして先ず／＼或る年限までは奉職をし、農業のために働かなければならん人だと思ひます。その人がそんなことを考へ

ておつて、これからの農業はどうなりまふ。たくさん関連した話があります。これは問題外ですからあとに譲りますが、そういう考へが日本の農業を弱体にする、そういう方法なんです。我々が真に自分の農業であり、農村のことをよく知つておつて、而も今度の十五億の出金は、日本全国の農家のたが一律に出してくるのなら、これは別であると一応言われまふが、ところが農業保険に対する出金でなく、全国一律ではないと思ひます。被害のめつたにない所でも、或いは被害の非常に近い所でも、一反に何ぼという出金の方法は変らない。收穫が多いうなら多いように出してもらうのだから我慢をせよというのなら話はわかりまふが、ところが私はそうでないと思ひます。そこで日本の農業が今後一体どうなつて行くか、百姓自体がどうなつて行くかというのを、そこでお考へになりませんもんですから、こんな法案を出して来る。根本的な問題なんです。考へ方なんです。そこで一体局長は現在日本農業が行詰つたところなのか御存じかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) 日本農業の現状はどういう状態にあるかということについて私はまあ認識を問われておるわけですが、これはなかなかむづかしい問題でございまして、農林省としてもいろいろ見解が違ひますので、とやかく申上げたことはございませうが、最近の経済調査或いは物価の事情というやうなことを考へ合せました場合にも、樂觀すべき事象ではないという点については私は十分さういふ点を推察できます。又考へておるの

であります。ただこの共済基金に対する出資という点を考へて見ますという、全額出資でなければどうしても一体いけなかつたかどうかということになります。これは又おのずから問題が、考へ方があるわけではないかと思ひます。全額の出資というところで以て行きますという、なか／＼基金も成立しない。そうすれば共済事業自体が困つて参りますし、又延いては農業経済も困つて参ります。そこで取りあへずはこの制度の建前もございまして、半額の出資をいたしまして、その上でだん／＼と財政資金を膨らまして参る、こういうのが現実の問題としては一番いいのではないか、かように考へておるのであります。

○岡村文四郎君 どうも株式会社の出資のようになつておるようになつてしまふやうな感じが、これは違ひます。融資をする金が足りないから特定のものをこしらへて、足る足らんは別にして、それを目安にして融資をして行こうというのであります。何も株式会社であるなら政府が半分、民間が半分出すということとはわかりませんが、嫌なら出さん、いいと思へば出すという意味とはこれは違ひます。これはさうではない、強制的に出ささうというのであります。それがおわかりにならない。強制的に出す。出資さしてどうしても足らん団体に強制的に出ささうということ自体が間違つておる。局長がなか／＼農業学者ではなく農政学者であつて、私はよく知つておると思ふから今お聞きしておるわけですが、日本の農業がどうなつておるかというのを百も承知しておられると思うのだが、我々の肝心のことをしておる農林省がそんなことを考へておるようでは日本の農業の将来が思いやられるのであります。多額な資金が必要であります。それから何かなければだめだ。独立のものをこしらへなければ駄目だ、これはもう経費に食われてきりがありません。もう少し考へを直した考へでおるのですね、今の局長のお話のようなことは日本の農業を担當して行く農政局長としては非常に我々には困る。十五億と言ひますが、その十五億が先に申上げましたように、全国の農業家全部が現反別で按分をしたことによつて出されるならば、それでもまだ被害のない方面の人に好意を持つてもらうということもやはり考へなければならんことだと思ひます。ところがさうではないと思ひます。

「理事加賀操君退席、委員長着席」僅か十五億の金を全部政府が融資してやる。振向けるだけですから、振向ける金を半分出さなければだめだといふ弱いことだから、いつまでたつても百姓の立場が上らんのです。そんな考へでなしに、そういう根本の甘い考へはやめてもらつて、私は実は強く主張するのは、農業災害そのものが、やがては供出が自由になり、日本の食糧の目度が付くやうなことになるから、その點は政府のほうでだん／＼とこの重荷を軽くしようという傾向になりはしないかという前提において考へておられますから、どうしてもこういう紛わしいものはいかん。どこまでもやろうという決心があれば、政府は又下に不足金があればその方法を講じ、保険金をとることは結構だが、若しこれ以上百姓からとることをするならば真向から反対をしてかかるものであります。

それは前も申上げましたように、そういう事態が来ることを前提に考へていゝ。それは今まで大抵さうなんです。現に今まではさうでなかつたものを十五億下から出す、こういうことになつておることが、もうさうなりつた現象なんです。それを大蔵省が考へになるのはこれは當然なんです。ところが農林省よりありませんよ、農業のことを本當に心配してやつてもらわなければならん役所は……。而もその役所の眞の担当者局長がそんな甘い考へ方ではどうなりまふか。日本の農業の行方はそんな樂觀したものではないと思ひます。職を奉じておる以上は、本當にそのために職を奉じておる、國民の公僕であるという觀念で真剣にやつてもらひませんか、これならいいだらう、そんなことでは困る。だから農林省ばかりのお考へのようですが、農林省自体ではありません。又今日は次官もおいでになつておるやうでありますから、次官にもお聞きします。それで、農林省のほうにお聞きしますが、この農業共済基金法案というもののついて、それを私は今局長に聞いておりましたが、日本の農業というものを甘く見ておる。基金については大賛成なんです。下から十五億吸い上げるといふ規約なんです。で、日本の農業の実態というものは日増しに行詰らざるを得ないやうな状態にあると我々は覺悟しなければならん。そこで株式会社に出資をする。株式会社ができたら農業も半分持つ、政府も半分持つ、その出資をしるやうならこれは話がわかる。さうではないのです。

○委員(羽生三七君) 発言の途中でちよつと御了解を願ひますが、農政局

五

長は衆議院に呼ばれておりますので、その間政務次官と保険課長がおられまして御了解を願いたいと思ひます。じき戻つて来られると思ひますから、どうぞ岡村さん御発言を……。

○岡村文四郎君 そこでどういふわけでもできたのか、この提案説明では、こんなことでは承服できないと思ふ。一体どこから……農林省以外から……、この金が毎年要るが、とても政府の金ばかりではいかんから半分くらい出せと、こう言つたかとお聞きしますと、そうではない、いろいろ農林省で心配をして考へて、これがいいだろうといふことを出したといふわけなのです。そこでそういう甘い考へて見ておられたいはこれは困る。私の考へは、農業災害補償法というものの基くものは、保険金は当然のことであるが、そのほかのことで、これは如何なることも全部政府が抱いて処理するという建前ではないと、やがてこれが抹殺される虞れがあるもので、それから、そこで我々はそれを大いに力説をして、そんなことではいかんといふことを盛んに言つております。その次官は一体どう考へておられるのか、それをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(野原正勝君) 岡村先生の御意見は、災害補償制度に対して今度基金をとる、その基金そのものはよろしいが、今の金詰りの際において、これを農家に負担させるなどという、半分持たせるといふようなことをするよりも、それは全部政府が持つべきだといふような非常に積極的な御意見と伺ひまして、私も非常に賛成でございます。できれば政府が大いに持つべきである。まあ農民も最近経済的に行詰

つておりますときに、本当ならば政府は成るべく多く持つ、全部持つといふようなことが結構だと思ひますけれども、私も実はよくこの辺の事情はわかりませんが、ただこの問題は政府が補助金を出して、おつて、やはり共済制度、その名の通り、共に助け合つて行くといふ組織でございます。農民のために政府がこれを出さず、大いに出すべきではありませんが、同時にこれは飽くまでも農民の団体であり、農民の共済機関である。自分たちもなけなしの懐ろから或る程度の基金を出して、その制度の運営に万全を期せようといふような農民自体の御熱意と言ひます。その御決意も非常に好ましく結構なことだと思ふ。どういふふうなことになるか、その辺の詳しいいきさつは私も実はよく存じておりません。併し成るべくならば、この基金といふものは、実は三十億でも少いのではないかと思つておりますが、まあ成るべく多いことは好ましいことでありまして、いろいろ様子を調べまして、すでにその程度では本当の、もう差当りの必要な分程度を満すことも容易でないやうでありますので、大いにこれを殖やすといふやうなことも結構でございますが、ただ今の国家財政等におきまして、非常にたくさん基金を国のほうで今全部持つといふやうなことが果して……、なか／＼実現も困難であります。将来は漸次国が持つといふことで、この基金制度といふものの内容を充実して行つたならばよろしいのではないかといふやうに考へております。

○岡村文四郎君 どうも次官もちよつと錯覚を起しているのじやないかと思ふのですが、これはもううんじやありませんよ、融資をする金を當がつておられただけです……、そこで私は大蔵省のことを詳しく知つておられるわけでもなければ、財政のこともよく知つておられる、乏しい日本の零細農業のために三十億ぐらゐの金をその道に準備しておいてやることは、何も私はそれほど負担でないと考へる。十五億は出せぬが、十五億は出せないからどうして出ぬ。これはどうしても出ないのだといふなら話はわかりません。ところが融資をするのですから、融資部の金といふものは何もそんな十五億や二十億の、それくらい金で……、そんなものでは何も必要でないと思ふのです。そういう甘い考へをして外部に当てるのですから、だん／＼弱く見られて、そうしてこの十五億がやがて後日非常な悪影響を及ぼす基になりはしないか、こういうふうな考へますから、日本の現状があなたのおつしやるやうに、成るほどできれば三十億ぐらゐにするのもよろしいが、どうも財政も非常に困つていゝので、まあそうすることとがよいが、できればしよう、こうおつしやいましたが、これは出しつきりで帰つて来んならばそれはそうかも知れぬ。ところが長い短いの差こそあれ、これは金利は別でございますが、決してこれはなくすものじやございません。融資ですから、その融資をする金を借りるほうから取上げて、それを元手にしてやろうなんといふ、そういう考へ方はいけない、私はそう思ふ。そうでなしに、非常に農業者は窮境に

追込まれつゝある。そこでこういうこともあつたといふことを知らせることは結構だが、実際にはやつぱり三十億じや足りません。併しながら基金といふものはこれは固定したものですか、うう、安心していつでも三十億の限度までなつたら使えぬのですが、これはくればつぎに不足するのじやないか、これにふりになるものでないのですから、こういう融資がなせでんかといふことを考へてゐる。それを農林省でよく相談して見たが、こういうふうにするのは適當だと思つてやつたのですからと云うから、それは怪しからんことである。で、次官も私の言ふことがわからぬのなら別ですが、そういう時代じやございませぬよ。だから僅か十五億の金でございませぬが、百姓にして見ると、これは全国の農家全体の、総体的に十五億といふものを五年に亘つて、私はその金を全部平均に、その被害を受けるに、被害を受けるほうの側では止むを得ない、涙を呑んでも、助けてくれるのならこれは仕方がないが、そうでない。あなたは共済事業とおつしやるが、共済事業には百姓も保険金を出して、そうして被害があつたらもう、そこらが出しつきりで損をするのでは困る。これが相互扶助の共済事業です。政府の共済事業だから百姓から出資させようといふ考へは間違つています。だからそのおつもりでこれを何とかしてもらひませんと、又言ひ分があるから取立てなければならぬといふ理由をお聞きして、そこに支障があるなら飛込んで行つて聞こうじやないかといふので、私は日本の農民のために働

かなければならぬと考へておりますから、しつこく聞いております。私の率直に言うことがおわかりにならなければ何だが、おわかりになつたら、どうも話を聞くといふわけが、考へて見ようといふならいいのですが、次官はそこにおいでになつて、そのようにも見えませぬから、お聞きしてゐるので

○政府委員(野原正勝君) お話を伺つてゐるうちによくわかりました、共済の保険金を迅速に支払う、すぐに災害発生の際に支払いをする。従来はとかく遅れがちでありましたが、一定の資金を準備して置きまして、迅速に災害地の保険金の支払いに充てる、このための準備金だと考へております。これはこういう基金が準備されるということとは大變結構なことでありまして、又その額が多ければ多いほど結構なこととは、これは申すまでもないことである。ただいろいろお話を伺つてゐるうちに、成るほど私も非常に考へさせられます問題は、共済の問題について先日も衆議院のほうで公聴会がございまして、私も実は拜聴しておつたのでございませぬが、非常に共済について喜んでゐる次第である。それから中には共済制度は止むを得ないけれども、正直のところ自分たちのほうは余り恩恵を受けていないのだ、そういうところは今の掛金料率をうんと下げてもらひたいといふことは非常に根強いものがございます。いろいろ伺つておりますが、毎年のように災害によつて補償を受けてゐる地帯の人は、或いは無理をしてでも、借金してでも基金を準備する、出すことも納得がございませ

うが、出しつ放しで殆んど災害があつても助けてもらえないようなところで相当な不平があるところに持つて来て、基金まで、前金まで出してこれといふことは相当ひどいではないかといふことは、これは或いは状況はお話の通りであるとも想像できるのであります。で、そういう点はよくわかりましたですが、ただ何と申しまして、これは決してくれつ放しにする金でもなし、支払いのための準備の金である。これは共済掛金の収入と政府の国庫の補助金と一緒にしましたものによつて、その土地の災害についての支払いをする、その前に基金として準備をして置くといふことでございしますが、ただ政府だけがこれを準備するといふふうなことは結構でありますけれども、やはり共済制度である限り、或いは農民のほうで多少なりともやはりそういう準備をするといふふうな、組合がそこまで行けば大変結構なことでありますが、ただ今の政府のあれは十五億くらい出す、出して三十億にして、それを準備にするという基金の考案方でございします。これはこれまでにいろいろと論議されて、共済基金というふうな制度を必要とするといふふうなことが十分考えられながらも実現できていないかと思つたので、一つの進歩ではないかと思つたのでありますが、今のところ政府のほうでいたしましては、共済関係の方面の農村の要望に基づいて、基金制度を作るといふことになつたのですが、その半分を持たれることが又できるかできないか、それが妥当なりや否やといふことはおのずからいろいろ御批判はあらうと思ひますが、政府といたしましては、原案はそういう工

合になつておりますし、又できるならば決してまずいことではない。農業共済の制度というふうなもの性格から見ましても、政府と団体とが本心に協力一致いたしまして、そうしてやる仕事といふことになりますれば、これは半分ずつ出すこともまずいじやないかといふふうな考へておるわけであり

うプラスの起きた都市なり、或いは日本全国の中で或る県は経営が苦しくなつて、或る地方ではプラスが残つておる、そうすると、そういうプラスの所からとるといふことをすれば、私は必ずしも農家に供出金を命じてとるという必要はないと思ひます。危険率が安当に算定されておれば長期間にはこれはペイができるわけでありまから、従つて災害の多い年になると、これはどうしても会員まで下げて、岡村さんの言われるように、そうでなくても苦しいときに更に金を出すとすることは非常に困難がございしますので、今言つた幸いにして保険事故の発生が少い、従つて共済事業連合会にも負担がなし得るという都市なり、地方を選んではやるといふことになれば、これは私は或る程度無理なく行くのじやないかと思ひますが、これを更に実は我々もよく一つ研究はして見たいと思ひます。が、何でもかんでもせつかに五年以内にとつてしまひますと、岡村さんの言われたように、各農家に又出資を強制するといふことになる、そういうやり方にすれば或る程度緩和できるんじゃないか、これは何も出しつ放しの金じやないのです。或る程度将来も若干の配当なり、利子も付き得る金だといふことをきつて御答弁願つたのであります。が、そういう考慮をされたかどうか、そうすると或る程度緩和できるのではありませんかといふふうな思ひわけですが、その辺はどんなお考えを持つておられますか。

○説明員(久松高君) 基金の総額を考へました場合、又割付方を考へました場合は、私どもが一番苦心いたしましたのは、その点であつたわけでございます。基金は当然これは恒久的な制度でございしますので、将来に亘つて長い期間とらなければなりません。が、いずれにいたしましても、財政資金なり、或いは農家のほうから出して頂きます金を固定いたしますので、非常に将来長い期間に亘つて多額の金額を固定するといふことは恐らく考えられないと思ひましたので、一応利率の改訂を考へて、計算の基礎といたしましては五年間というものを一応頭に置いて考へたわけでございます。その場合に所要資金をどう計算するかという問題でございますが、厳密に言へば、これから先の被害率を推定するといふことは、もうはつきり言へば不可能であるわけでございます。一応保険の計算のやり方といたしまして、利率その他といたしまして、過去の実績に基きまして、それが繰返されたらという考へ方で、将来の利率その他をきめておきますので、この基金の所要資金を考へます場合も、大体過去五年の被害の実績から考へまして、そのよう

に非常に出せる状況にあるかたから出して頂くといふのも極めて實際的な方法かと思ひますが、一応これは相当強権的にとるような形になりますので、基金が充足いたします場合にどの程度の負担額になるかといふ問題をきめまさんと、頂きますのは五年間に分けて頂くといひました。その利害関係がはつきりしないといふ考へ方に立ちまして、一応過去の被害率から考へまして、どの程度のものをその地方で予想したいかといふことを前提にいたしまして、三つの基準を立てて見たわけでございます。即ち従来の実績から見て、今後それが繰返されるとしたらこの程度の被害になる。従つて連合会としてはこの程度の不足金が出るのではないかといふ数字を一番基礎にいたしました。それで以て割付け、これをなまで割付けますと、被害の過去において高かつた所においては非常に大きな金がかかりますので、それだけでもいけなさんじやないかという考へ方で、実際の耕作面積なり、家畜の頭数といふものの危険率を全然除外いたしましたものを第二の要素として加へる。更にそれでもなお且つ余り高過ぎるといつた問題になる場合もございします。又この基金にはそれ、現在ではその予想が付きません。何らかの事情でこの基金の恩恵に預からなければならぬといふ場合も理論的には考へられますので、各連合会の若干の頭割りといふものも加へまして、この三つの要素を元にいたしまして割付けをきめようといふふうな考へたわけでございます。ただそれをどういふ比率でその三つの要素を加へたら最も公平であり、或いは連合会の関係のかたの

お気持ちにも副うかという問題もござい
ましたので、それは法律で割付の基準
の割合をきめません、基金の定款の
際に総会で以てその割振り方にどれだ
けのウェイトを置くかという問題をき
めて頂くというふうにいたしたわけで
ございます。そういうような形で連合
会に割付け、更にそれを下に割付けて
参ります場合にも、そういうものが
入つて参りますので、やはり実際に過
去に経験のあつた被害率というものが
やはり基軸になりまして、それに当然
この基金を多く、利用されるかたのと
ころに総体的に多くの割付けが行くと
いう形になり、ただそれを若干緩和す
るような形をとつたわけであります。
更に附加えて申しますと、そういう形
で基金の基本的金ができるわけでござ
います、現在すでに二十八億といつ
たような不足金が出ておまして、こ
の不足金の根本的な処理につきまして
は、先ほど局長から申上げましたよう
に、不足金の出た要因の分析というこ
とを去年から継続してやつておりまし
て、この委員会でもたしかその問題に
ついて非常にいろいろ御意見をい出し
て頂きましたと思うのでありますが、そ
の筋に従ひまして、この要因をいろい
ろな角度から分析いたしまして、本来
これは料率の中に含まれていたので、
或いはそういうものとしては予想でき
ないで国で見なければならん分、こう
いつたものは今後等を通じて処理さ
れるかと考えておるわけでございま
す。ただその不足金の根本的な処理が
できない過程におきまして、この基金
法がスタートいたしますので、その両
者の関係が非常に問題になるわけで
ございますが、特に基金の額が非常に

少いという場合には、忽ち今年度とい
たしましても、二十八億の融資に対し
て、当初十五億と若干の農家負担とい
うだけでは、これは当然足りないわけ
でございまして、そういう部分につき
ましては、先ほどもちよつと申上げま
したように、財政資金を固定するわけ
ではなくて、こういう制度を通じて一
応の元がありまして、基金法を制定し
た以上、当然支払は迅速にやら
なければならぬわけでございまして、
例へば国庫余裕金を間接的に廻し
て頂きまして不足金の融資に当てて行
くという根本的な処理がつかない場合
におきまして、年々起る不足金の処
理に事を欠かないようにして行きたい
と思つておるわけであります。
もう一点附加えまして頂きますと、
昨年来この基金問題なり料率問題が中
心になつていろいろ議論されました
に、一番問題になりましたのは、この
本年度いたします。出納の料率関係を
きめます場合に、当然の問題といまし
まして農家負担を増しては困るという
強い御要求があつたわけでございま
す。これは料率のほうは、御承知の通
り共済金額のほうはパリティ計算でス
ライドして参りますので、当然上りま
すので、料率が変わりました場合、突
際に出す金額はどうしても殖えて行く
わけでございまして、その処理をいたし
まして、実は最後に農家の負担を現状通
りにとどめたいということから、安全
割増を減らすということをしては相
当大問題であるわけであります、去
年の予算折衝を通じて、安全割増
をとりまして料率を改訂したにかわ

らず、実際の農家負担は大体昨年度と
余り変わらないというところにとどめ得
たわけでございまして、そこでそれとの
関連におきまして、当然その不足金の
更に出る不安があるのじやないかとい
うことも感じておるわけでございま
す。仮に安全割増を加えても掛金を
出しますと、これはまさに出し切りに
なるわけでございまして、基金の場合
には仮にそれと同じような金額で参り
まして、それはやはり農家のかたの
出資でございまして、掛金のうちに全
然それはとられてしまふというもので
はない。而も実際の効果は同じような
効果が得られるというふうに考えまし
て、実際それとの関連におきまして農
家負担の問題を考えたわけであります。
○片柳眞吉君 ですから各県の会員の
負担の割合は、これは私は御説明で大
体妥協だと思ひますが、取り方の問題
は余りせつちかにも取つてしまつて、災
害が多い地方でも取るというところに
無理が出て来る。ですから今後出すに
しても、幸いに災害が少なくて、或る県
の連合会が余裕金と言ひますが、保険
金の支払がその多額でない年を選ん
でやるんだ、こういうことになれば、そ
う無理はないんじやないかと思ひま
す。それから今までの二十八億のもの
は、これは根本的な検討を要しますか
ら、これは一応棚上げにして置いて、
今後の各地方の連合会が災害の少ない
に随時出してもらうというものであれ
ば、或る程度負担の割合が緩和される
のじやないか、こういうふうに考へて
おります。

○松永義雄君 先ほど次官が基金は共
済的精神に副ひ得たという話があつた
のですが、今課長の話によると、危険
率が多い所に基金を余計かけるとい
うのは、この間からの考へとちよつと
矛盾するのじやないかと思ふので
が、どうでしょうか。
○説明員(久保高君) 説明が少し足り
なかつたと思ふのでありますが、危険
率の多い所でございまして、やはり不
足金も当然多くなるわけであります。
従ひまして今後この連合会が一番借
りの可能性があるかという点を極く常
識的に考へましても、災害が非常に多
く出で不足金が生じやすい所が一番こ
れを利用するわけであります。従つて
負担の問題を全然考慮に入れない場合
には、この危険率、従つて逆に申しま
す不足金が出る率、それをそのま
ま引き出しに出せば一番公平になるわけ
でございまして、ただそれは飽くまで
過去に起つた被害率がそのままする
いうふうな断定した場合の問題になり
ますので、実際には計算する素地はで
きませんが、これから起る問題は、過
去の通りそのまま繰返されるという
ことは、これは常識的に言つて言ひ得
ないのでありますので、そこで危険率
だけではないに、先ほど申しましたよ
うな反当面積とか或いは家畜の頭数と
か、そういう危険率を全然除外いた
しまして共済の規模といつたものを加
えまして割付け方をきめる、而もその
際、私どもがただ計算に基きましてそ
の両者の比率をきめるということもど
うかと思ひますので、これは関係の
たが危険率に、或いは不足金が出る率
にどのくらいウェイトを置くか、或
いは規模にどのくらいウェイトを置くか
というのを総合しておきめ願つて、
それに従つて割付けをきめたい、こうい
うふうな考へております。

○松永義雄君 どうも、先ほど次官の
言われた共済保険の保険料を納めると
いうことは、それは共済の精神に合う
と思ひますが、基金に共済の精神を入
れることは少し変じやないかと思ふの
ですが、どうですか。課長から一つ伺
いたいと思ひます。
○説明員(久保高君) 掛金の負担にお
きましていわゆる共済という問題と若干
意味が違うかと思ひますが、いずれに
いたしましてもこれはどこかの農家が
被害を受けました。その結果、それを集
積して行きまして或る県で不足金が出
る、こういう恰好になるわけでありま
す。そこでこの金を農家以外から、仮
に国が十五億しか出せなくて、他から
これを借りた、農家以外のものから借
りたということを考えますと、これは
全然下のほうの被害率には影響なしに
処理できるわけでございまして、ただ
この場合利用いたしますのは特定の県
の連合会になるわけであります。そこ
でたまたま今後の災害の出方によりま
して、非常に多くその県が持つて行く
だらうと思つたところが、実は今後五
年間に余り被害がなくて借りなかつた
という場合もこれは理論的に起り得る
と思ひます。ただ現在私どももいたし
ましては、これから先の問題をきめま
す場合の一応基準として考えますの
は、やはり料率の場合でも考えますよ
うに、過去の実績というものがそのま
ま繰返されたということ以外に、それ
以上には想像の問題になつてしまひま
すので、そういう観点から申します
と、やはり過去において相当被害が出
たという所については、今後とも出得
るんじやないかということで一応その
割付けをして行く結果において、そこが

本場にその通り利用するかどうかという問題は、これは将来の問題になりま

○松永義雄君 危険率の多い所の農村は困るんじゃないですか。その困った

○説明員(久宗高君) 実際問題といた

しまして、相当の過去において被害が

出で不足金の出た所はやはり今後とも

金を利用するだろうかという点から考

えますと、やはりそういうような過去

において相当不足金の出た所がこの基

金の利用度が一番多いということは一

応常識的に言えると思います。ただ繰

返して申しますように、その数字をわ

き出しに割付けるということは、そこ

までの問題になります。やはり過去の

実績だけで割切れませんので、その果

て、余り高い所は割付が高くなる行

つて負担し切れないという問題を成る

べく緩和して行きたい、どの程度に緩

和すべきかという問題は関係者のお話

合によつてきめて行きたい、そうい

うふうに考えております。

○松永義雄君 これは法律に欠陥があ

るからそういうことになつて来るんじ

やないですか。全国的にこれは一つの

保険組合といふものを認めて行つたら

そういうことにならないんじゃないか

と思います。連合会といふものは単独

でやつておるわけですか。

○説明員(久宗高君) 極く常識的に申

として一歩前進したことである。こういふふうには私も同感である。併しながら岡村さんや今松永さんが言われたが、根本の考えが違ふかどうか。保険課においても農政局においてもいまだ少しく研究して頂きたいことは、敗戦の後における日本はあの通りの混乱時代であり、又占領治下であつたから、あらゆる施策が農村に対して極めて恵まれなかつた、又農村にも経済上相当そこに正しいルートに乗つた経済と経営とが実現しなかつた。併しながら今後の日本の農業を見通すときにおいては、相当日本の農業が零細化されて、而も年何回も現金収入のない農家に對しては、僅かに掛金だと、政府から見ればそういうふうに見られるかも知れませんが、丁度僅の足から血を取るといつたようなもので、なか／＼その僅かな掛金を掛けるに苦勞を來たすというようなことを考へて見ますならば、これは本当は農村から取るより、全額国庫が基金として、或いは国庫支出にするか、或いはその他の方法を以て、農村へ基金であるからかけないという程度の完全な立案をしてもいいくらいな、現段階においてそれができなかつたならば、二十億くらいこれは国庫支出で、十億くらいは一般農民と案に言へば、若し国家的災害が起つた場合には、我々国民から納めたところの国費を以て災害地を復旧させるののりがいわる政治である。政治の常道から申すならば、一番恵まれないところの農家、而も国民の生活に対する食糧その他に對しまして常に防波堤の役割をしてゐるのはこの農家です。各業を

通じて一審利益の少いのは何だと言えば、次官や各関係の課長、皆さんが知つておる通り、これは農家である。その利益の少い者から出さして、政府も出すからこれで当然だ、ということは、今後の日本農家に對して、何人が政府を持つたといたしましても、考えが違ふのだと、この際新しい日本の建設は、日本の農業は、少くとも政府の援助政策なり、助成策なり、いわゆる保護政策を以て日本の農事を育成して行かなければならない、というところに狙いがなければならん、この我々は判斷しておる。この方法を今から十分に繰込んで実現さして行かなかつたならば、日本の農家は安定して農業を経営して行くことができない。そこで、先ず以てこの一線にあるところの、災害が起きて、年々災害をこうむつて悲惨の状況にあるものからむしろ掛金を取るどころでなく、掛金を取らずに、助成して、そうしてそれを育成してやるところに政治のうまさがあり、そこに狙いがある。こう見なければいけないので、ここが論点の中心だと、こう私は解釈せざるを得ないのである。併しながら、今の布き来りたるところの政治といたしましての、野原次官の言う通り、百億以上支出して、農村の育成、農村の安定化に前進をしたことは、非常に功績として私どもこの方策をやる更に継続するよう希望するのであるが、先ず保険課長にお伺いしたいことは、こういう農業におけるところの難点があるから、この農家をもつと今後この基金に對しては政府が改めて基金の増額をするときには、全額政府資金を以てこれに充てるだけの用意があるかどうか。又更に基金は増額をすべき

ものだと思ふが、それらの手はとうとう手を打つて行こうという計画があるか、この点をお聞きしたい。更に、次官は誠に農家に対して御理解あることだから、今後これらの問題に対してしても、次官の見通しを承わりたい、こう思ひます。

○政府委員(野原正勝君) 政府ができれば全部を持つて、この基金というものは政府が全額持つというような形がむしろ本当であらうというふうなことを、私一番最初に岡村さんの御質問のときに申上げたのですが、ただ国家財政の現状等からいたしまして止むを得ず利益団体である共済組合のほうから半分持つてもらうということになつたわけでありますが、この半分というのは、いろ／＼皆様方の御主張を伺ひまして、どうもこれは少し無理なやうでもあるといろ／＼考えまして、將來いづれ国家財政もだん／＼とよくなるでありますようし、この制度につきましては十分検討しまして、將來この政府の出資のほうをだん／＼殖やす、そうして共済団体のほうの出資は成るべく少なくても済むような形に共済制度に対する政府の方針を向けて参りたい。そのために努力をいたしたいといふことを申上げておきます。

○説明員(久松高君) 基金の將來の問題につきましては、只今政務次官がお答えし、先ほど局長がお答えいたしましたように、増額の問題が起りました場合の点につきましては、今次官がお答えした通りだと私も信じておるのであります。当面の問題といたしましては、勿論十五億圓が出してくれまして、今年これが動くといはしてまして、も、やはりそのほかに約十三億の金は

現に要るわけでございます。その外御
 いたしましたしては、先ほどお話しした
 ましたように、国庫余裕金を流動的に
 運用いたしまして、その不足金の融資
 に充てたわけでありませう。これは今後
 基金が増額されない限り、常にこうい
 うような流動的な国庫の余裕金の運用
 ということは、当然この基金に伴つて
 動かさざるを得ないというように考え
 ております。

○赤澤興仁君 先ず基金法の問題につ
 きまして今問題になつておるようでご
 ざいますから、この点についてお尋ね
 をいたしたいと思ひますが、岡村議員
 から御質問がありましたように、私も
 同感でございます。ただ異常災害が頻
 繁に起つて参りまして事業不足金が生
 じて参り、昨年末におきまして十九億
 余万円であるものが、本年度におきま
 しては二十八億幾らになつておるこ
 とは御存じの通りであります。而もそ
 の不足金の融資を仰ぐという場合に
 も、非常にこの団体といたしまして困
 難を来たし、政府の御心配を煩わしま
 して、この資金につきましては、どう
 にかこうにか融資の途が開かれまし
 て、今日に來たつておるわけなのであ
 ります。従ひまして、事業運営の上にお
 きまするこの不足金というものの融資
 につきましては、政府が当然御心配に
 なるべき、法の上におきまして又又監
 督の上におきまして、私は建前になら
 ずつておると思うのであります。併し、
 れにつきまして、金融機関から融資を
 仰ぎます場合に、非常な困難を伴つて
 おることも事実であります。その意味
 におきまして、こういうような基金制
 度というものを設けられるということ
 につきましては、私どもは賛意を表す

その事業不足金の資金を造成するため
のこの基金の金は、当然国庫において
負担するか政府自身が心配すべきもの
であつて、その全額若しくは半額とい
うものをやはり被保険者でございます
農民が持たなければならぬという理
窟には私はならん、こういう工合に思
うのであります。そういうような意味
合いからいたしまして、私は本質的な
問題につきましては後ほどに譲りたい
と思ひますが、やはり半額の十五億程
度を農民に負担せしめなければできな
いという私は理由が、單に事業不足金
の融資金を造成するという目的でこの
制度を設けるとした場合に、私は理由
がわからないのであります。そこで先
ずお伺ひいたしたいことは、国の財政
資金でできないということを言われて
おるようであります、勿論国庫がそ
の年度におきます財政支出でやつて頂
くことが一番望ましいことではござい
ますが、若しそれができないとすれ
ば、国が他からその資金を仰いで私は
一向差支えないものであつて、農民か
らその額を贖出せしめなくてはならぬ
という理由にはならぬと思うのであり
ます。又先ほどもお話のように、大体六
十億程度のものが要るんだけれども、
先ず本年度は三十億だ、異常災害が發
生した場合におきましては、これで不
足するかも知れからん、不足いたしま
した場合においては、国庫の余裕金を以
て一応この資金に充てて流動資金とし
て支障のないようにいたしたいとい
うような事柄でありますならば、国の財
政資金として十五億が本年度の予算に
おいて出し得るといたしますと、あと
の十五億は農民から贖出しなくても、

これと同じような考え方の下にこれはできるのではないかとすることも考えられるわけであります。従つてこれが農民から十五億程度の繰出をせしめなければ本基金制度が不可能だという理由を私は見出すのに実は困難をいたすわけであります。で、その点につきまして一応お伺いしたいと存じます。

それと次には、この事業不足金の問題につきましては、関係団体が基金を設定せられ、以前、いわゆる現在までの不足金は全額国庫で補償して欲しいという要求が従来ありましたことは、政府御当局において御存じの通りでございますが、この基金制度ができませんと同時にこれにすり替えられることになるのではないかと心配があるわけであります。併しそれにつきましては、先ほどの局長なり或いは課長の御答弁におきまして、すり替えられない、従つてその心配はないということははつきりいたしましたようであります。併しこの不足金が出て参りました理由につきましては、過去五年間を具体的に掘り下げて検討をいたしました、国が補償すべきものは補償しなきてやならん、そこには相当時間がかかるというようなお話でありまして、これを裏に返して実質的に考えて見ますと、ここににわかにかにそれができないといたしますと、二十八億という事業不足金が現在すら生じておるのであります。この面が解決されない限りにおいては、この基金制度ができません、初年度はこれに充当せられることに相成りまして、何ら今後の災害或いは今後の保険事業上の不足金の充当にはならんような気がいたすわけであり

ます。従つて過去の事業不足金についてこれにすり替えないということとははつきりいたしました。その補償その他の処置というものをいつまでにおやりになるか。この時期が非常にこの本制度におきまして、すり替えるすり替へんの問題と大きな問題にもなりまして、この基金制度を置くことの利益が私はなくなるのではないかと心配があるわけなのであります。その点をお伺いしたいと思つて、その点を従いまして先ほど申し上げましたように、私はこの事業の不足金の融資金造成ということとは当然政府がすべきことであつて、従つて農民にその一部を負担して欲しいということとは、財政上の理由というのでは、国が国庫負担とすることであればそういうことになりまして、その資金を仰いで来る方法というところから考えますと、相当お考えを願わなくちやならんし、私も考えなくちやならん、こういう工合に考えるわけなのであります。一面、仮にそれはそれとしまして、一応農民からの繰出金をもらつてというこの建前から進んで参りますと、御案内のように先ほど来岡村委員その他のかた々から言われておりましたように、本年度災害保険の保険掛金率の問題につきましても、農家負担と国家負担との割合につきましても、僅かのパーセンテージすら問題にしておる現状でございますので、私が前段申し上げましたようなことをはつきりして頂かなければ、私は農家の理解と納得を得て円満にこの資金の造成はできない、こういう工合に思ひますわけでありまして、これを円満に積立てを推し進めて行くという場合の農家の

人たちの理解と納得を得るためには、先ほど申し上げましたような性格から、その資金の性格から私は考えて行かなければならぬものである。保険制度から言いますと、それは私は第二次的なものだと思つておりますが、やはり共済保険だから、これも共にしなくちやならんというところは、私はその間に論議の飛躍があるような感じがいたすわけでありまして、飽くまでも事業の運営上の問題でありまして、その点につきまして納得の行くような説明を承ねると共に、できないという理由で……国庫負担によつて全額をやれというところで、或いは或る場合におきましては、そういうことが言ひ得ると思ひますが、その資金を他から引張つて来るということにつきましては、或いは債券の発行その他の方法ということからも重点的に考えられると思ひますが、そういうようなむずかしいことをしなくても、臨時的な一時の融通資金でありますので、やはりこれ以上にはオーバした場合には、政府の余裕金でやる対象だという考え方であれば、やはりその方法でやるのではないかと。而もその金が十五億ということになりまして、八千億からの予算の中で十五億くらい一時的にそれに振り向ける資金に困るというようなことであります。私は考えられんと、こう思ふのであります。先ずその点をお伺いしたいと思ひます。

○説明員(久高君) 全額国庫負担にしない理由というものがつきましては、先ほど来政府委員のほうから續々お述べしておりますので、それに盡きるわけでありまして、多少事務的に補足いたしますと、直接のお答えにはならないかと思つておりますが、こういう点があるかと思ひます。補償制度全体につきましても、御批判があるわけでありまして、それをいろいろ掘り下げて参りますと、私どもの運用のまずい点、これはいろいろあると思つておりますが、やはり根本的には、共済制度全体を通じて出ております財政資金が農家の現状から見て足りないということが私は根本にあるのではないかと思つております。そういうようなことを前提にして考えました場合に、補償制度の中で、例えば掛金の国庫負担であるとか、例へば掛金のごさひまして、そういうものに全体の国家財政資金をどう割振り、どう固定するかという問題があつたと思つております。それが昨年来の予算折衝を通じて、結果においてはああいう金額になつておりますが、ここには、掛金の問題だけ切り離せばやはり国庫負担が足りない、基金を取上げて見ればその資金の出方が少いという問題になるわけでありまして、結局全体の財政資金の割振りの中で、農業資金の中で、更に補償制度にだけだけ出さかという問題であらうかと思つておりますが、そこでこれを極く事務的に申しますと、先ほどの農家負担が出せるかどうかという問題とも関連をいたすと思ひます。御承知のように昨年来この補償制度を通じて一番問題になりますのは、たまたま料率改訂の時期に迫つておりましたので、これは過去の数字から自動的に出て参りましたので、それをやりました場合に料率が変わる、そうして実際に今度は農家の出す掛金の絶対額が殖えて来るという問題があつたわけでありまして、従つ

て絶対額を一応どうしても殖やすことができないということになりましたので、やりましたのが安全割増をとるという問題だつたのです。これが計算上から申しますと約三億七千万程度のものがこの安全割増をとるということで外されたわけでございます。本来のこの従来の制度をこのまま続けて参るといたしますと、やはり本年度の農家の負担に更に安全割増分が加つて、これが料率の中に入つて参りますので、農家から見れば出しきりになるわけでございます。そういうものを切りました関係上、料率関係には長期均衡の制度の中におきましても若干問題が残つておるわけでございますが、これとの関連におきまして基金というものができ、これで不足金が出た場合に融資して行く。その金額を一遍に十五億をとれば問題でございますが、何年かに分けてとりまします場合に、基金に対する出資ということであれば、これは飽くまで農民のものでございまして、出しきりのものではないという点も考慮いたしまして、これがそれでは出せるか出せないかという現実の農家のプラス、マイナスから見ればいろいろ問題があると思ひますが、少くとも政府のあの制度をそのまま進行いたしました場合に、いづれ基金ができれば同時に安全割増を出さなければならぬというところであつたろうと思ひます。そういうことで何年かに分割して、而も不足金そのものの補償にはなりませんが、一番問題にされておりました共済金の支払を迅速にするという点と、それから今申しましたような料率が高くなるというものを現状にとどめたというものの兼合におきましてこの農

家負担を考えたわけでございます。

それから次に過去に三十億の不足金があることとすり替えられるのじやないか。又そうでないとしても時間がかかるという事は非常に問題だといふお話でございました。これは当初から団体関係でも非常に問題にされた点でございまして、過去にございました不足金につきましては、大蔵当局におきましてこの要因を分析しようじやないかという提案がありまして、これは閣議決定にもその問題が出ておるわけでございまして、ただその要因につきましては、いろいろこの点、この点、この点という事はすでに我々としても考えられますが、それがそのうちのどの部分まで占めるかという点におきまして未だに確定的に申し上げられないわけでございます。これは今年利率を改訂いたしまして施行されておる時期につきましては、先ほど申し上げましたように、やはり本格的な要因分析に基いて、それ、誰が負担すべきかという問題をきめるべきじやないかというふうに思ひます。ただその経過期間中それがあつては基金が動かかないではないか、例えば今年で申しますと、二十八億もすでに不足金が出ておつて、取りあはず融資が付いておるとしても、二十七年に仮に災害が出るとしたら、基金が困るじやないかというお話でございまして、これにつきましては、不足金の融資をいたしました場合に、今度は新しい基金が入つて参りましたので、それで以て償還をして行くわけでございます。これは昨年来そういう行き方にしております。そういうことで基金が仮に全部回収できないとい

たしましても、相当の額がそれによつて回収されて、更に不幸にして二十七年に災害が出た場合に、基金のその回収された分と、あの足りない分、これは基金がすでにスタートした以上、国としてはそれは出せんという事には行かんと思ひますので、今年度すでに実施いたしましたように何らかの形で財政資金を流動的にそのほうに廻して行くという形になると思ひます。それによりまして実際に過去の不足金の経済上の圧迫は連合会には行かないだろう、ただ根本的に、それがやがて融資する分が非常に多額になりました場合には、更に増資とか、そういうような問題もあるし、又同時に過去の不足金の処理といったような問題が当然に出て参るわけになります。私ももといたしましては、少くとも過去に出た三十億の要因分析につきましては鋭意これをいたしたい、早くその負担関係を明確にしたいと思つてございまして。

○赤澤興仁君 一応のお話でございまして、やはり農民の融出金を待つて基金をこしらえて、而も事業不足金の場合に於いての農民の融出金が絶対設立の必要々件であるとは私は考えませんで、その点につきましては一応まだ保留をさして置きます。ただ、従つてそういうような観点からいたしますと、この條文におきましても第七條に、制設立のようになつておりました、任意的にしてもよきやうなものだと考えられますし、又十四條におきましても、当然加入というやうな形になつておりますものもそれと問題が触れて参

りますわけでございます。それから一つこの際明確にしておいて頂きたいことは、三十五條におきましますその業務の一部を委託するといふ、その業務の一部委託の内容をこの際明らかにしておいて頂きたいと存じます。それで私はどういたしましてその点から、三十九條によりまして特別積立金の処分につきましては、別に法律で定めるといふことになつておるわけでありまして、この考えを承わりたいと思つてわけでありまして。即ち私ももしもこれが出資という形であれば配当するのが通常の常識であらうと考えるわけでありまして。併し又政府が出資されるという事になりますと、政府の出資に對して優先配当をしなければならぬというやうな意味から配当といふやうな事柄がでないといふやうな事柄がお考へになつたものとも一応考へられるわけでありまして。併し一方、この資金によりまして利息収入もありま

す関係からいたしまして、何とか利子に相当するやうなものをこの融出者に払い戻すといふやうな考へがめぐらされて然るべきものであつたのではなからうかといふやうな気持もいたすわけでありまして。従ひましてこの積立金の処分については、別に法律に定めるといふので、別の法律というやうな事柄につきましては、どういふやうなことをお考へになつておられるか。この二点をお伺ひしたいと存じます。それで又岡村さんから重点的な問題についてお尋ねがあるやうでありますから、私は一つ事務的な問題でござい

ますが、この際臨時特例法の関係につきましても、この際その数字なり何なりを明確にしておきましては、「政令で定める基準に基き」、こういうことでございしますが、この政令の内容をお尋ねしたい。実はこの共済組合で指定を受けましたところにおきましては、一応試験でありまして、その効果につきましては結果を待たなければならぬわけでありまして、当面の問題をいたしましては、事務費の補助その他があります関係から、これが指定につきましては、或いは政策的、言葉が悪ければ政治的な動きで指定されるというやうな虞れがな

ということも考えておるわけでございます。そこで又一方税金の問題もいろいろございまして、この際ここで以て配当という形で利子相当額をお返しして行くというような形をとりましては、いろいろの支障がございまして、その点でそういう問題がもつとはつきりした形で解決ができるまでは、配当という形をとらないで特別積立金にいたしまして、時期を見てその解決を図りたいというふうに考えておるのではありません。考え方といたしましては、事務的にはお預りした金といったような形で定期に見合うくらいの利子、大体六割くらいになると思うのでありますが、こういうものをお返しできるような建前で事業計画なり何なりを組んで行く必要があるのではないかと考えておるのではありません。

それから農家単位のはうの御質問で、指定組合の選定の基準でございまして、これは水稲及び麦のそれにつきまして、当該共済組合目的にかかる農作物共済を行う組合総数のそれぞれ百分の五というものを考えておるわけでございます。そこでその具体的な選定につきましては、その選定如何によりましてデータにもいろいろ狂いが生じて参ると思うのであります。お尋ねの中にあつたような、例えば危険階級をどういうふうなこの中に織込んで行くかということにつきましては、慎重に計算いたしまして、それぞれの危険階級が網羅的にこの中に表現できるように選定の仕方をしたと考えております。併しながら組合のほうの実際の事務能力なり、御意思なりというものもございまして、純粹に統計的に割付けて行くというふうには参らないのではないかと考えておるのであります。

更に事務費につきましての御質問でございますが、私のほうの手落でございまして、会員の、実際これをしてもらう組合だけのものしか予算に組んでおらなかつたわけでありまして、当然その指導のために連合会でも相当の費用が要するというお話が後にございまして、これにつきましては現在大蔵省と折衝いたしまして、連合会の方にもその事務費を差上げられるようにしたいと考えております。ただ額につきましてはまだ決定的な話し合いができておりませんので、ここで金額まで申上げられないわけでございます。

○岡村文四郎君 政務次官に一応理由を聞いておいてもらいたい。そこでこの問題は、先ほど局長が政府委員として答弁を、これに対して政府は責任を負うのか、おんのか、聞いたのです。どうも局長は「言つてはつきりしないが、問題は二十二年度の災害補償法が初めてできたときであり、そこでその前にやつておつた任意の形で共済保険をやつておりました」ところが北海道は非常に危険が多いというところを言つたのですが、千二百億の赤字があつて、その赤字の出口がないのであつて、切替えられると自然消滅になります。そこで貸しておつたのは農業者が貸しておつたので、それを返すのはいけないというところ盛んに反対いたしました。ところがそのときの農政局長、今の事務次官が責任を以て始末をするから通してもらいたいということだつたが、そのときに通らんことは見えていたのです。ということ、災害を受けるほうが通す

んというからおかしいのです。そうして災害のないほうが養成するものですから、これは処置しない、そこで話にならんというので、頼まれて、それじや責任を以て始末をするというならばよろしい、こういうことで通したので、ところがその後山添さんが變つて、藤田さんまではここで当然、どうしてもそうせよやならんと言つておつたのですが、二十二、三、四、五、六、七と六年たつてもその解決を付けないのです。そこでどういつてだましておいて、これを無理に通さしておいて、そうして大きいことは言えないのです。私は今これには責任はございせん。併しなからこれは解決を付けるのは本人なので、国会議員というものは国民に対してそういう嘘を言つては駄目なんです。ですからどうしても政府に始末を付けてもらわなければならん。よく聞けばわかると思ひますが、よく山添さんにも御相談願つて、そういうことはどうかと聞いてもらうか、山添さんにこゝへ来てもらつて、そのことを聞かなければならんと思ひます。

それからちよつと申上げますが、この共済組合というものは単協は出資をしておりません。無出資の組合なので、強制加入なものですから……。そこで連合会は協同組合を代表して出資をしておる。私は組合長ですからこの間も決議して参りました。それはこういうものが要するということで割当をされて、そこで出しておるのですが、それをこういふことは要らななどと云うものなら、それを引受けてくれろなうんということになるとそれでは大変です。そういうことは余り言えないから黙つておりますが、これは北海道が一番被害が大きいものですから、とてもできないのです。併しそれはやり方によつてはむしろそのほうがいいという場合もあるかも知れません。それは正常な道を歩いていたのではできません。ところが僕がやるというのと、僕一人がやろうとすると、いろいろなことあつて、それはなか／＼できません。單協でさえも出資しておる……無出資で今度は組合を作ることを考えるからこういう問題が起きて来る。そういうことを考えればこんな問題は起きが、それについて次官からお聞きしたいと思ひます。

それからこの組織というものの、このものは法外なものと思つております。理事会に六名、委員十三名、冗談じやない、十三名は要らん、こんな余計な金を使わないでちゃんとやつて行けるのです。そのつもりでやつてもらわんといかんのですから、そういうことは十分御検討願つておきます。

○政府委員(野原正勝君) 只今岡村さんから昭和二十二年以前の共済組合の未整理の部分が未解決になつておるといふ点についてお話がございましたが、まだ私も実はよく事情を聞いておりませんので、お話の趣旨につきましては十分関係者に連絡をとりまして、誠意を以て一つできるだけ早く善処するようには検討いたしたいと思ひます。

○宮本邦彦君 これはこの法案の問題じやないのです、委員長からお話願ひたいと思ふのですが、実は政府の今措置しておられる行政機構の改革の問題なのでございまして、これは私は必ずしも反対じやないのでございまして、その後各方面の意見を聞きますと、大分あの行政機構の考え方、あれが必ずしも私も決意いたしました予算或いは政府の意図せられておる農林政策に副つていける能率的にいい成績を挙げるものじやないというような意見が非常に多いのでございまして、当農林委員会としても、この農林省の設置法等の一部を改正する法律案というものは、今日参議院のほうでも内閣委員会にかつたようでございまして、公報にはそう書いてあるのです。これに対して農林委員会として一つ委員長から皆さんにお諮りを頂きたいと思ふのです。

○委員長(羽生三七君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(羽生三七君) 速記を始めて下さい。それでは只今宮本委員から御発言になつたように、農林省設置法一部改正法律案について当委員会において検討して、内閣委員会に何らかの申入れを行うと、そのために適当な時期にこの法案について当委員会として結論を出すような審議をいたしますか、検討を行う、こういう機会を作りたいと思ひますが、それでよろしうござい

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(羽生三七君) それではそういうことにいたします。

本日はこの程度で散会いたします。

午後四時二分散会

昭和二十七年五月二十四日印刷

昭和二十七年五月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁